

分断から「やわらぎ」としての自由へ

—SNSによる社会分断助長への哲学的応答—

澤田 純・高木俊一

— はじめに…何が問題か？ —

前世紀末に登場したインターネットは私たちがさまざまな情報にアクセスできるようにし、オンライン上での人々の結びつきという新たな人々のつながりの形をもたらした。その過程で、インターネット上で人々がコミュニケーションや交流をするためのSNS (Social Networking Service) も発達し、急速に利用者を増やしていった。こうしたSNSは、それが存在しなければ生じえなかったような人々や情報のつながりを生んだり、社会的不正に対抗するような運動を推進したりと様々な恩恵をもたらしたという限りにおいて、人々に恩恵をもたらしたということができるであろう。他方でSNSは、社会の分断を助長したのではないかとの指摘もしばしばなされる。これらの指摘によれば、そうした社会的分断は、SNSが「エコーチェンバー」や「フィルターバブル」と呼ばれる現象を誘発して、個人や集団のもつバイアスが確証・強化されることにより、対立が鋭利になることにより引き起こされているとされている。また、SNSを通してフェイクニュースの拡散が容易になっていることは、人々の対立を煽動するような情報の流布を可能にしており、SNSは世論操作 (manipulation) のツールとしてしばしば利用されているという批判も見られる。⁽¹⁾ SNSによる情報の氾濫は、ポストトゥルースと呼ばれる時代状況の発生と連動している

分断から「やわらぎ」としての自由へ

ともいえるが、生成AIの劇的な発展が進む昨今においては、生成AIが悪用され、こうした状況がさらに加速する危険性も指摘されている。⁽³⁾ こうした状況を受けて、EUにおいては、二〇一八年に効力が発生したGDPR (EU一般データ保護規則) や二〇二二年に採択されたDigital Services Actのパッケージをはじめとして、⁽⁴⁾ Meta、Googleなどのビッグ・テックに対する規制が次々と導入されている。

このように、オンライン空間の望ましい発展を確保するための制度作りが急務となっているが、これは単なる課題解決というよりも、オンライン空間を取り込んだ望ましい社会はどのようなものでありうるのか、技術による社会変容に対して我々はどのようにつきあって行くべきなのかといった問題を提起する限りににおいて、極めて哲学的な反省を要するものである。実際、本稿でみるように、SNSのもつ負の影響とそれに対してどのように対処すべきかという問題は、哲学において学術的な議論が幅広く繰り広げられているが、逆に何が根本的な問題なのかは判然としない状況でもあると言えるだろう。このような状況の中、本稿が提起を試みる問題は、先行する議論は、自由につつまれる既存の概念を慣用的に適用しており、そのような概念的制約のために考察の射程が狭められた結果として、現状の我々とSNSの関係と社会分断の増悪の状況が悪循環に陥っている状況に対し実効的な回答が与えられていないのではないかというものである。言い換えれば、自由概念の再規定を行うことこそが、本稿が本質的な哲学的課題であると特定するものである。このことを示すために、本稿はカント的な自律としての自由に基づいたアプローチと、SNSの理解やその規制の背後にある「思想の自由市場」というドクトリンを取り上げ、これら2つの自由概念が前提となっている問題状況に適切に応答できていないことを論じる。そのうえで、本稿はより適切な自由概念を与えるものとして、出口康夫が提唱する「われわれとしての自己」における自由観のもつ可能性を吟味する。本稿の論述は次の手順で進める。

■まず本稿はSNSによる社会分断の増幅に関する議論を概観する。これにより、当該テーマの前提となる、近年顕著な社会の分断状況の性質を概観し、そのうえで、そもそもSNSがその分断状況を本当に助長しているのかという問題を扱う。SNSによるフィルターバブル、エコーチェンバーといった現象の増悪については、経験的検証の観点からその実在性に議論があるものの、本稿は、むしろそうした疑念が経験的検証にまつわる様々な制約によっている可能性があり、むしろ理論的に一定の確からしさのある仮説として受け止められるべきであることを指摘する。

■このようにSNSの登場と社会的分断の進展という事態の間に注視すべき程度の関連性があることを確認したのち、本稿は、カント的な自律概念に基づいてデジタルミニマリズムを推進するという提案を取り上げる。これによれば、アテンションエコノミーのもたらしたオンライン空間のあり方は、本質的に人間の自律性を損なうような有害性をもったものであり、我々がとることができる対処法は、SNSの使用を最小限に抑えることであるとされる。これに対して本稿は、自律としての自由という理念自体の重要性に留意しつつも、このような自律性を基盤としたアプローチは問題を的確に捉えられておらず、解決策として現実的でもなければ有効性にも疑問の余地があることを論じる。

■自律概念に基づいたアプローチに代わる枠組みの必要性を確認したうえで、本稿は「思想の自由市場」というアイデアの吟味を行う。当該アイデアは、もともととは合衆国憲法修正第一条に関わるものであるが、SNSのサービスを提供する米国プラットフォームによって思想的に取り込まれており、SNSが社会においてどのような場であるか、それに対する規制はどのようなものであるべきかを考えるうえで重要なものとなっている。本稿はバーナード・ウィリアムズの『真理と真理への忠実性』(Truth and Truthfulness)⁽⁵⁾における議論を参照しつつ、公的討論の場として民主主義的な価値の促進装置というSNSの観念は、「思想の自由市場」

の誤った適用により生み出されたものであり、そうしたポジティブなイメージと実体には原理的に埋められないギャップがあることを指摘する。

■これを受けて、本稿は出口の「われわれとしての自己」における自由論が、現在の状況をより包括的に表象し、問題に実効的に応答するための自由観を与えていることを論じる。出口の「われわれとしての自己」とは、自律的な人間観や、極端な消極的自由に象徴されるような個人主義と異なり、ホーリスティックな自己である「われわれ」としての自己のあり方を提示するものである。この枠組みにおいて提示される自由観は、「われわれ」の「やわらぎ」として観念されるものであり、本稿はこの自由観が自律としての自由観に基づいたアプローチや思想の自由市場という教義に内在的な自由観と異なり、概念的な制約から自由な枠組みとなつていることを論じる。これらを通して、本稿は、社会的な分断を緩和する展望を提供することを試みる。

なお、SNSにはX(旧Twitter)・Facebook・Instagram・LINE・TikTokなど多数の種類があり、その扱うコンテンツの種類や提供機能、交流形態は多種多様である。このため、「SNSは…」という形での議論は、原則として明確性を欠いたものとなり、議論の妥当性を論じることが難しいものにならざるを得ない。このことに留意したうえで、本稿ではXやFacebookといった当該主題で議論の対象とされることが多いものを念頭におきつつ、それらSNSそれ自体というよりも、それらがもつ特性を備えたモデルについて一般性のある議論をするという趣旨で、「SNS」という表現を用いる。こうしたSNSのもつ特性とは、第三節までで論じるように、アテンションエコノミーを背景とした、無料広告モデルにより成り立っており、多数のユーザーがテキストを基調に交流するという構造を有していることを意味するものとする。

二 社会分断とSNS：両者はどのような相互作用にあるか？

本節においては、SNSによる社会分断の助長という手段の背景にある状況を整理し、その分断が感情的分極化と呼ばれる事態としての性格を次第に強めている可能性があることを確認する。その上で、本稿はSNSが社会分断を実際に助長してしまっているのかという問題の考察を行う。すなわち、SNSは社会分断を悪化させているのか、それとも社会はすでに分断しているのがSNSを通して可視化されているに過ぎないのかという先決の問題である。この問題に関する事象としては、エコーチェンバーやフィルターバブルの形成促進、フェイクニュースや誤情報⁶の拡散の容易化といった事態が挙げられる。このうち、ここでは特に議論されることの多い、SNSがエコーチェンバーやフィルターバブルといった事象を助長しているのか否かという問題に焦点を絞り、一定の蓋然性をもった仮説として見られるべきであることを論じる。

二―一 感情と信条…分断の状況と性質はどのようなものか？

本節では、SNSの普及拡大により、社会の分断が助長されているというときの分断の状況と性質を確認する。社会分断とは、しばしば分極化（ないし、両極化：polarization）とも呼ばれるものである。その最たる例としては、2016年のBrexitの国民投票、および米国大統領選挙にSNSを利用したデータ収集及びそれに基づいたキャンペーン⁶が行われていたことがあげられる。もちろん、こうした投票の対象自体がもともと人々を二分するようなものであることも確かであるが、衝撃を与えたのは民主主義の基盤となるような選択に関して、ユーザーの同意を得ることなくSNSを通してデータが収集され、それに基づいて対立をあおるようなキャンペーン戦略が国民の見えないところで行われていたことである。冒頭でも述べたように、こうした状況を受けて、欧州においては、一連の規制

が導入されており、その他の国々や地域においても議論されない日はない状態である。このように、SNSを通じた社会分断の助長という事態に対する問題の危険性は幅広く認識されるに至っているといえるだろう。

インターネットやSNSが社会の分断を増幅しているといわれる際の「分断」に関して、近年、特にアメリカ政治の文脈で指摘されるのが、「感情的分極化」(affective polarization)という状態である(西川 2021)。感情的分極化とは、イデオロギーについての分極化ではなく、敵対するグループに対する敵意によって特徴づけられる分極化のことを表す。代表的な研究の一つである (Iyengar, Sood and Lelkes 2012) が指摘したところでは、アメリカ政治において大衆がイデオロギーや政策選好に関して分極化しているか否かについては多くの議論があるものの、そもそも分極化の度合いを測る際に適切なものは、政策選好に関するものではなく、むしろ相対するグループに対する嫌悪 (animosity) であり、実際に外なる集団に対する敵対的感情を表す「感情温度」は経時的に低下しているとされた。つまり、人々は政策やイデオロギーに関しているというよりも、外なる集団に対する敵意によって形成されたアイデンティティによって対立している可能性があるのである。このような感情的分極化は主にアメリカ政治の文脈で議論・研究されているものの、原理的にはアメリカ政治に限定されるものではなく、社会分断が進む世界各地において関連性のあるものである。^(?)

感情的分極化に関する研究が近年注目を集めていることの要因の一つは、感情的分極化が必ずしもイデオロギー的分極化と対応しないことにあるであろう。というのも、感情的分極化の研究のポイントの一つは、分極化という現象の実態を把握するという目的に照らすと、イデオロギーの観点ではなく、対立感情により「分極化」を定義・測定するのが適切な場合があるのではないかというものだからである。実際、感情的分極化とイデオロギー的分極化の乖離が極端な場合においては、人々は自分が属していると認識している党派の政策・イデオロギーについて深い理解をせず、党派的な対立心情に基づいて対立しており、対立状況に応じて一貫性のない仕方では主張を変えると

いう状況がありうる。⁽⁸⁾ただし、論理的に考えれば、感情的分極化とイデオロギー的分極化は二律背反の性質ではないことに留意すべきである。むしろ、原理的に考えると、感情的分極化とイデオロギー的分極化の相互作用は、一方が悪化（または改善）すれば他方も悪化（または改善）するという、相関関係にある場合があり、これらの悪化の悪循環が進展した結果、イデオロギー的な対立が単なる感情的対立に変質してしまっていると捉えるのが適切であると思われる。

このことを確認するために、二つの分極化の相互作用をそれらの特性に従って整理しよう。まず感情的分極化が深刻な状況においては、人々はバイアスをもって相対する意見を解釈するため、イシューベースの冷静な議論は困難となる傾向があるであろう（Jyengar, Leikes, et al. 2019）。そのような場合には、むしろ相対する意見に触れることはかえって憎悪を増幅させ、分極化が悪化することにつながる可能性が高いであろう。逆に、感情的分極化が緩和されれば、他者並びに自分自身の意見を公平に評価し、双方の視点を理解するための土台として、いわば「心が開かれる」という意味で、イデオロギー的分極化の緩和にもつながると考えられる。これとは反対に、イデオロギー的分極化の悪化は感情的分極化の土台である党派的アイデンティティを強固にするが、逆にその改善は敵対するグループに対する心情的理解の端緒を作ることにつながる。このような感情的分極化と先行研究イデオロギー的分極化の間の一般的なダイナミズムを前提とすると、感情的分極化の進展はイデオロギー的分極化を強固にし、それがさらに感情的分極化を助長するという悪循環構造が発生する。このような悪循環が続いていくと、最終的には主張内容よりも対立グループへの敵意が対立構造を全面的に規定するようになる。上記で言及した極端な状態は、この最終段階とみなすことが適切であろう。

SNSと社会分断の問題とは、この悪循環構造にSNSが関与してしまっているのではないかというものである。すなわち、SNSにより同じ思想傾向をもった人々が集まり易く、その規模においても膨大になった環境において、

偽情報や対立を煽るようなメッセージの拡散により、感情的分極化の悪化が進展し、それによりイデオロギー的な分極化も悪化するという悪循環への寄与である。

二―二 フィルターバブルとエコーチェンバー：SNSは本当に分断を助長しているのか？

このような分極化が実際にインターネット、特にSNSによって悪化しているのか否かについては、対立する研究結果があるものの、⁽⁹⁾上であつたようなSNSを通じた世論操作や実際に散見される分断的言説の流布もあり、学術上でも盛んな議論がなされている。実際、当該問題は、技術が社会にどのような影響をもたらしているか、仮にSNSが政治的正当性を揺るがすような影響を持ちうるのであれば、我々はどうか応答すればよいかといった問題にもかかわるものであり、哲学的にも重要なものである。では、実際にSNSは社会の分断を助長してしまっているのだろうか？

SNSによる社会分断の助長というトピックでしばしば指摘されるのは、すでに言及した「フィルターバブル」や「エコーチェンバー」といった現象である。⁽¹⁰⁾これらは、アルゴリズムによる情報の選別を通じたユーザーのバイアス強化のメカニズムを示す表現であり、大枠としては次のように整理できる。SNSにおいては、プラットフォーム事業者のアルゴリズムにより、利用者の関心や嗜好などに合い、利用者が関心をもつて見ることが推測される情報が表示される。「フィルターバブル」とは、このようにアルゴリズムの「フィルター」を通して、利用者が自身の関心やバイアスによって選別された情報にのみ晒されやすくなったことで生じる、認知的な閉鎖環境（したがって「バブル」）のことをいう。SNSにおいては、このように認知的に偏りがあり、閉鎖的な状態にあるユーザーが集まり、コミュニケーションをする場が形成されるが、こうした場では、ユーザーのもつバイアスがかかった意見が、同様のバイアスをもったユーザーにより確認され、逆にそれに反するような意見や情報はかき消されてしまう傾向

性がある。エコーチェンバーとは、このようにバイアスが自己確認し、他の意見をかき消すかのようにこだま（「エコー」）する空間のことを言い、SNSに特有ではないものの、アルゴリズムによる情報ならびに人的ネットワークの選別によりSNSによって形成されやすい現象であるといえる。このようなフィルターバブルやエコーチェンバーにより、異なる関心・嗜好や考えの持ち主の間でコミュニケーションや情報流通が行われなくなり、インターネット上及びリアル社会で集団分極化が発生・拡大しているというのが、しばしばなされる指摘である。

これら二つの概念については、さまざまな論点が提起されている。それらを大別すると、これら2つの概念が妥当な仕方で定義されているか、二つの現象の間の関係性は何かといった概念分析に関するもの、フィルターバブルとエコーチェンバーが実際に生じているのか否かについての経験的な検証、ならびにそもそもエコーチェンバーとフィルターバブルは社会的分断という事態に対して本当に本質的なものなのかという問いにかかわるものに分類することができる。このうち、エコーチェンバーとフィルターバブルという現象がそもそもなぜ問題になるのかに関わるため、特に最後の論点は重要なものであるが、たとえば、Axel Brunsは否定的な見解を提示している（Bruns 2021）。

Brunsによれば、エコーチェンバーおよびフィルターバブルは、想定されているような効果を実証するようなエビデンスを欠いており、社会的分断という真の問題から我々の注意を逸らしているとされる。Brunsの指摘の要点は次の通りである。

一、エコーチェンバーとフィルターバブルは、明確な定義が与えられていない。また、二つの表現は、しばしば同意義語として用いられている場合もある。このように、エコーチェンバーとフィルターバブルは曖昧性があるため、適切に定義された概念とは言えない。

分断から「やわらぎ」としての自由へ

二、そもそもインターネットやSNSが導入される前から、人々は自らの関心や信念傾向に従って情報を取捨選択し、類似した考えをもつ人々とグループを形成して意見交換を行っていた。

三、実際、経験的に検証可能なように明確な定義を与えた場合でも、先行研究においてエコーチェンバーとフィルターバブルの概念で想定されるような現象は確認されないことが明らかになっている。

このうち、一の論点については、一部の論者が概念を明確に定義していなかったり、混乱した用法があったりすること自体は、両概念に適切な定義を与える可能性ならびに実際に適切な定義を与えている議論の妥当性を棄却するものではない。実際、Brumsの指摘の要点は、「エコーチェンバー」と「フィルターバブル」が同義語として用いられている場合もあれば、そうでもない場合もあるという点に帰着するが、これはもちろんある特定の研究内における当該概念の定義・使用の非正当性を含意するものではない。むしろ、我々が上記で確認したように、両者とも認知的な閉鎖環境の形成、増幅にかかわり、SNSのようなオンラインプラットフォームにおいて増幅される傾向性があるものであるという限りにおいては、多くの用法は合致しており、その上で厳密に両者をどう特徴づけるかは各研究における文脈や目的に依存して変わりうるものである。また、二番目の論点については、エコーチェンバーとフィルターバブルという現象が**社会分断を引き起した (caused)** という主張を退けるものであっても、それらが**社会分断を悪化させた (exacerbate)** ところ、より現実的な主張には影響しない。このため、より重要性を帯びるのは三番目の論点であろう。

しかしながら、本稿の見る限りではBrumsが援用する経験的な研究が決定的なものか否かは議論の余地があるように思われる。たとえば、BrumsはGoogleなどの検索エンジンやGoogle Newsのようなニュースフィードにおいて、想定されているようなパーソナライゼーションがなされていないことを示す研究を援用するが、これらの研究の妥

当性それ自体を抜きにしても、このこと自体はTwitterやFacebookといったSNSを通してエコーチェンバーないしフィルターバブルといった現象が起きているか否かとは独立であるし、むしろ問題になるのはこうしたSNSの事例であろう。この点について、Brunsは、Twitterのネットワーク分析を行っているWilliamsらによる研究(Williams, et al. 2015)などを参照しながら、フォロワー構造、ハッシュタグ、リツイートのパターンからはエコーチェンバーやフィルターバブルといった現象ともいえるような傾向性があることに留意しつつ、@を使ったメンション構造についていうと、異なった見解をもつ傾向性によって作られたグループ間でもメンションのやりとりがみられることが示されていることに言及する。このことをもって、Brunsは、一般にユーザーたちは異なった見解のポストやフィードを目にするため、フィルターバブルやエコーチェンバーといったあたかも厳格に閉ざされた構造があるかのようにいうのはミスリーディングであると主張している。このことからわかるように、Brunsは「あるコミュニケーション空間から反対派の声が完全に排除された場合のみ、そのような環境を本物のエコーチェンバーやフィルターバブルとみなすことができる」(Bruns 2021, 40)という強い前提を置いているが、本来重要なのは、そうした情報および人的つながりの空間が完全に閉じているかでもなければ、情報及び人的つながりによって形成される空間構造それ自体でもない。そうではなく、もともと重要だったのは、オンラインプラットフォームを通して類似した信念傾向をもつ人々が容易かつ頻繁に、物理的な交流なしにつながりやすく結果できた空間に中・長期的に晒されることによって、我々のバイアスが強化され、相容れない主義主張に対する攻撃的な言動をするような事態につながるのかという問題であったはずである。Brunsは既存の経験的研究を幅広く検討しているが、この点について決定的なことは議論されていない。

一般論として、当該問題は数多くの変数を含み、被験者のバイアスの度合いという主観的な傾向性の中長期的な継時的変化を扱うため、包括的で決定的な経験的研究を行うことは難しいと考えられる。⁽¹²⁾もちろん、このことは

フィルターバブルならびにエコーチェンバーという概念が経験的な吟味なしに正当化するものではないが、かといって本来測りたいものを計測がより容易な他の情報に置き換えて、その実在を否定することは本来の目的から外れてしまうことになるだろう。Brumsは、エコーチェンバーとフィルターバブルは、社会分断という本来の問題から我々の注意をそらすミスリーディングなメタファーであると指摘しており、たしかに社会的分断それ自体が問題であり、アルゴリズムに関する技術的な問題にそれを矮小化すべきではないという限りにおいて、これは本稿も合意するところである。しかしながら、社会的分断に対する解決策の包括的な像を明らかにするという本来の目的に照らせば、我々が行うべきは、フィルターバブルとエコーチェンバーを棄却するのではなく、アルゴリズムの問題を含む、SNSがもたらしたサイバー空間での人々のバイアス強化のメカニズムについてのある程度の確からしさ、蓋然性をもつ仮説として原因分析のフレームワークに取り込むことであろう。実際、先に挙げたようにSNSを利用した国民投票への介入といった現実におこった問題や、SNSを通じた誤情報やフェイクニュースの流布・拡散が容易になっている状況を念頭におくと、そうした必要性はより深刻性を帯びたものとなる。したがって、エコーチェンバー、フィルターバブルといった現象により特徴づけられる社会の分断に対するSNSの関与という主題は、Brumsのいうように前提となる社会の分断状況から我々の注意をそらすものというよりも、むしろ負のスパイラルを構成する不可分な要素として考えられるべきである。いずれにせよSNSを通したフェイクニュースの流布が容易になっている状況を前提とすれば、社会分断に対するSNSの影響は看過されるべきでないものであることは実際問題としては議論の余地がないと思われる。

三 自律的自由…アテンションエコノミーに対して我々は何ができるか？

SNSが社会的分断状況に対して負の影響を与えている蓋然性が高いとして、我々はどうのように応答することがで

きるのだろうか？社会における適切な環境構築を行うことによって、社会の分断状況を緩和するようなSNSと社会の関係構築は可能なのか？それとも、SNSは本質的に有害性のあるものであり、我々にできる応答は、単に様々な規制を課し、可能な限りそれと距離を置くことではないのだろうか？以下では、この問題に対する自律としての自由という自由観に基づいたアプローチを検討する。このアプローチによれば、我々にできるのは、SNSの使用を最小限に抑えることであるとされるが、本稿はこうした自律に基づいたアプローチが解決策として有効性が高いものではなく、前提となつている社会の分断状況にも対処できず、また技術を調和的に取り込んだ社会像を描くうえでも有用ではないことを論じる。

アテンションエコノミーとは、情報の過剰供給という現代的状況において、希少性 (scarcity) をもつのが情報それ自体ではなく、情報を受け取る人々の注意関心 (attention) となつた経済秩序のことを指す。このような経済秩序の転換の契機は、インターネットの発展と連動していると言ふことができるが、アテンションエコノミーは、SNSを提供・運用するプラットフォーム事業者の多くが採用するビジネスモデルである広告モデルと不可分の関係にある。広告モデルとは、事業者が広告主から報酬を得るビジネスモデルであり、プラットフォーム提供者事業者は、ユーザーが広告をクリックしたり、その上で商品の購入を行ったりする可能性が高まるように、利用者によるWebサイトやコンテンツへのアクセス履歴などの個人データを収集し、それらの情報をもとに利用者ごとにその関心や嗜好などに近い広告サイトへの誘導や広告 (ターゲット広告) の表示を行う。また、事業者は、広告にアクセスする潜在的なユーザーの数を多くするために、プラットフォームを無料で利用することができるようにするのが典型的である。こうした特性は、FacebookやXといった、社会分断の助長の文脈で取り上げられることが多いSNSに共通のものであり、実際無料広告モデルはCambridge Analyticaによる国民投票への介入を可能にしたものである。このようにアテンションエコノミーはSNSによる社会分断の助長という問題と不可分な関係にあるといえる。

このことが含意するのは、我々がおかれた状況が、我々の関心までもが財となったアテンションエコノミーという秩序を背景にして、それを助長するようなビジネスモデル設計、それを支え、増幅させる技術の登場、前提となる社会的分断状況及び規制の欠如といった事象が結びついた新しい体制であるというものである。このような体制の中において、我々は近年逆説的事態を経験した。すなわち、SNSという場を通して、誰にでも開かれ、人々がつながるオンラインコミュニケーションを形成するという本来の明るい見通しに反して、アテンションエコノミーというシステムの中で人々が資源となり、いわば「小さい自己」の中に閉ざされてしまっている状況である。こうした事態全体を好転させる手立てはあるのであろうか？

この問題に関しては、自律的な個人という人間観、自律としての自由という自由観を背景として、アテンションエコノミーは本質的に有害であるため、我々はそれに対する規制をするだけでなく、SNSの使用を最小限に抑えるべきだという見解も存在する。ここでは代表的な研究として、Clinton Castro の関与した一連の研究を参照する。

まず (Castro and Pham 2020) であるが、当該研究において Castro と Pham は、アテンションエコノミーを背景に広告モデルに基づいた一部の SNS は、タバコ業界に対する規制と類似した仕方では規制がなされるべきであると主張している。この論証として、Castro と Pham は、(Satz 2010) を参照しつつ、ある市場を規制する際の基準として、市場がもたらす有害な帰結にかかわる有害性の基準 (harm criterion) と市場が我々の主体性 (agency) に与える影響にかかわる主体性の基準 (agency criterion) を提唱する。

- 有害性の基準…市場が有害な帰結をもたらす傾向性があるか否か。個人レベルと集団レベルに分けられる。
- 主体性の基準…市場が人々の主体性を損なう傾向性があるか否か。認知的主体性 (cognitive agency) と脆弱性 (vulnerability) に分けられる。

著者らの主張によれば、これらの基準に照らして甚大な影響があると判断された場合には、アテンションエコノミーに基づくSNSは規制が正当化されるとされる、集団レベルでの有害性として著者らは一部のSNSが過激化することや社会分断の問題を論じている。著者らは、アテンションエコノミーはこうした基準を満たし、有害かつ依存性があるという点でタバコと類似しているため、タバコ業界に対する規制と似た形で、デジタルアプリケーション、ウェブサイト、プラットフォームに「注意…保健福祉省は過度な画面時間が精神健康に危険であると判断しています」という警告を表示させることを義務づけることや、より穏当な手段としてゲームやアプリ開発者にユーザの画面時間を管理することを目的として、自主規制を促すという方法を提案している。

主体性の基準と有害性の基準の背後にあるのは、自律的な主体としての個人という人間観であり、CastroとPhamの議論はそれを社会にも適用したものであるということができであろう。実際、同じくCastroを著者に含む⁶⁾ AylsworthとCastroの*Kantian Ethics and the Attention Economy: Duty and Distraction*においてはこの点がより明示的に論じられている (Aylsworth and Castro 2024)。このタイトルが示唆するように、同書はカント的な自律としての自由の概念を基盤として、アテンションエコノミーは自律を侵害するため、そうした侵害を防ぐために、我々は自分自身および他者に対して、並びに集団として義務を負っており、その帰結として我々はデジタルミニマリズムを推進する責務があると主張している。著者らがいうカント的な自律とは、自ら目的を設定しそれを追求する合理的権能 (rational capacity) のことを言い、デジタルミニマリズムとは、デジタル技術の使用を意図的なものに限定することで、自ら目的を設定してそれを追求する権能と抵触がないようにすることという (前掲、5)。著者たちは、これを対目的関係、他者に対する関係、集団に対する関係の三つの局面から論じている。

■ 対目的関係…カント的自律の観点からは、デジタルミニマリストになる義務があると著者たちは主張してい

る。我々は自身が合理的エージェントであることを尊重する義務があるが、SNSの使用を控えることはそこから帰結するとされる。

■他者に対する関係…また、他者に対してもデジタルミニマリズムを促進する義務があり、著者たちはこれをアテンション・エコロジーと表現する。⁽¹⁴⁾

■集団に対する関係…集団についても、分断を生むといった、集団の自律を損なうようなSNSの使用は、規制されるべきである。

このようにCastroの関与した一連の研究においては、自らを律することにより、外的影響から自由な状態という人間の規範的なあり方が基盤となっている。SNSが我々にもたらす影響を哲学的に考察するにあたって、このように基本的な問題を自律という概念を基盤として定式化するのはCastroらの研究に限られたことではなく、実際SNSと個人、社会の相互作用を論じる際の標準的アプローチともなっている。⁽¹⁵⁾ この背景には、70年代以降において、生命医療倫理において自律概念の重要性が高まり、それと呼応する形で自律が研究において集中的に議論されるようになったことがあると推測される。⁽¹⁶⁾ また、ユーザーの同意なくデータが収集され、それが社会に対して有害な事態を引き起こす要因になったという背景を考えると、SNSについての倫理的考察を自律という観点を起点にして考えることは自然であり、適当な枠組みであるとも思われるかもしれない。

では、このような自律としての自由を基軸にした既存の議論をどう評価するべきだろうか？本稿のみるところ、当該枠組みに基づいたアプローチは、問題への対処法として有効性が高いものになっているとはいえず、前提となっている社会の分断状況を考慮に入れることができていないため、問題の把握がそもそも十全ではないと思われる。さらに、人間の自律を損なうという側面のみに焦点を当てた結果、技術を調和的な形で取り込んだ社会を描く

ための視点も与えることができないという欠点も指摘することができる。

これらのことを確認するために、まずはCastroらの議論の妥当性を考察しよう。CastroとPhamの研究にしても、AylsworthとCastroの研究にしても、基本的にアテンションエコノミーに基づいた広告モデルの無料SNSが有害であり、そのためその使用が制限されるべきであるというのが基本的な論調である。これらの研究が留意するように、広告モデルにより提供される無料のSNSの一部がフェイクニュースの拡散や対立の激化に利用されてきた部分は確かにあるであろう。これらとあわせて、SNSの依存的な使用は、個人レベルでの使用でもウェルビーイングや認知的能力の低下といった事態につながるといふ点もある程度の妥当性はあるようにには思われる。しかしながら、だからといってタバコ業界に対する規制と類推的にSNSも規制されるべきであり、自律性の侵害という観点からその使用を最小限にするように我々が義務を持つのかは議論の余地があるだろう。

まずタバコ業界に対する規制と類推的に規制がなされるべきか、という点であるが、そもそもそうした類推が妥当なものが問題になるだろう。CastroとPhamの提示する類推は、SNSもタバコも共に有害であり、かつ依存性があるという主張に基づく⁽¹⁷⁾。しかしながら、タバコの人体に対する有害性が含有化学物質に基礎をもつのに対して、SNSにはそれに相当するものがなく、その有害性の程度と依存性は使用方法に依存する。CastroとPhamは、「新しいメディアがデザイン上依存性のあるものになっている」(2)と述べており、このことをもってタバコにニコチンのような依存性のある化学物質が含まれていることとその効果において本質的な差異がないと暗黙に想定していると思われるが、これは議論の別れるところであろう。また、CastroとPhamは当該類推が妥当と認められた場合に、そうした規制が必要ないと思われるような活動にまで不必要に類推が及ばないかという議論のチェックを行っているが、この点も議論が必要である。このため、当該類推が妥当か否かについて、CastroとPhamの議論が十分な論拠を提示しているとは言い難い。また、当該提言は、はたして現実的な実行可能性があるのかも考慮す

る必要がある。アテンションエコノミーに基づいた広告モデルのSNSといっても、それは多様な形態のものがあり（ないしあり得て）、タバコ業界において「タバコ」を定義するのと同様には規制対象の線引きが容易ではないだろう。また、それが正当な介入なのか、有効性のある規制なのかについても説得力のある議論といえるかは判断が難しい。開発者側でも自主規制を行うべきだという主張も、開発者側の視点を考慮しておらず、有害性があるのだからそうすべきだというだけで、説得的ではないように思われる。

では、デジタルミニマリズムを推進するという戦略はどうであろうか？本稿の見るところでは、これも理論上・実践上の困難が複数あるように思われる。そもそも我々がAylsworthとCastroたちがいうような自ら目的を設定しそれを追求する合理的権能を有しているとしても、それは理念的なものであり、実際の我々の生活活動の大部分は我々が自らに課した目的とは無関係、もしくはそれに反するようなものである。このため、AylsworthとCastroらの提唱を厳格に適用するとなると、SNSの使用以外のさまざまな活動も放棄しなければなくなる可能性は大いにあるだろう。（たとえば、飲酒は認知的な能力の低下を含む有害性があるため、自律性を侵害するものとして放棄しなければなくなるのだろうか？）また逆に、ある人がSNSの使用を含むそうした活動が自らが設定した目的の追求に資するものであると判断した場合には、AylsworthとCastroが提唱するデジタルミニマリズムは名目的なものになってしまいう可能性もある。（たとえば、ある人が、自分の政治的信条を流布するため、一日中SNSを通して自らの論敵の論駁を行うという行為は、デジタルミニマリズムからは程遠いように思われるが、その人自身からすると自身の設定した目的の合理的追求といえるかもしれない。）このように考えると、AylsworthとCastroが展開する自律的自由に基づいたデジタルミニマリズムの提唱は、それ自体としてはもっともらしい提唱ではあるが、その含意するところ並びに実際の適用を考えると、SNSのもつ負の影響に対して有効な打ち手とはなっていないように思われる。

このようにCastroらの提唱には、正当化のギャップや解決策としての有効性について疑問が残る。本稿の見るところでは、これはCastroらの議論が自律を基軸に問題を考察し、解決策を講じた結果、問題把握の射程が限定 becoming になっていることに起因すると思われる。Castroらの研究の主張は、畢竟するところ、自律的な個人という人間観からスタートして、SNSは自律を侵害するのであるから、我々はそれを規制して、極力遠ざけるべきであるというものである。もちろん、特にSNSを通してデータ収集が悪用されたケースを考えれば、自律がオンライン空間の倫理を考えるうえで守られるべき重要な価値となることに異論の余地はない。しかし、他方で、自律的な主体としての人間像に基づいて、自律によって、SNSによる社会分断の助長という事態を解決しようとするのでは個人の自制に頼るような、ある意味オウム返しの有効性の低い解決策しか出てこない。それだけでなく、自律に基づいたアプローチからは、前提となっている社会の分断状況に対処するポジティブな見通しも浮かび上がってこないことも留意されるべきである。というのも、当該アプローチは、自律概念を基軸としてSNSに対して距離を置くことを呼びかけるだけであるが、前提となっている社会分断の状況がそれによってどう対処されるのかは視野に入っていないためである。さらに、自律を問題分析の概念的基盤に据える限り、出発点となる基本的な問いは、「SNSは我々の自律を侵害するか否か」にならざるを得ないが、この場合技術と人間との関係性について関係性は最初から対立的なものとして観念されており、発展的な展望に開かれていない。

以上に鑑みると、自律のみを基軸にするのではないアプローチを模索する必要性が生じる⁽¹⁸⁾。では、それに代わる、より包摂的アプローチで、技術と社会に対して発展的な見通しを与え、社会分断の助長という事態に実効的に対処するような枠組みはないのだろうか。

四 思想の自由市場：SNSは社会にとって何でありうるのか？

自律に基づいたアプローチのようにSNSの負の側面のみ焦点を当てる必要はないとしても、SNSが社会においてどのような貢献をしようものとして観念されるべきかという問題は依然として残る。このため、我々が目指すべき枠組みを考えるためには、そもそもSNSが社会にとって何でありうるのかを考察する必要がある。この問題の一局面は、SNSは公的領域であるのか、それとも私的領域なのかというものであり、これはSNSが民主主義にとつてどのような役割を果たしうるのかという問題と関連している。冒頭で論じたように、SNSの登場当初にはそれが様々な人が議論を行ったり、情報を共有しあったりすることができ、ある種の公共性をもったプラットフォームで、民主主義推進の動力であるとみられることもあった。他方で、昨今においては、SNSはフェイクニュースが拡散され、議論の場というよりも分極化を悪化させる無法地帯で、民主主義の脅威ともみられるようになってきている場合もある。これらの対照的なSNS観は、SNSが公的議論に資するような場でありうるのか否かという問題を中心とした対立であるということができるが、この問題はさらにSNSに対する規制 (regulation) がどのようなものとして観念すべきかという問題に直結している。たとえば、SNSの規制をめぐることは、その遅れがしばしば指摘されるところであるが、それはSNSが民主的な議論や交流が行われるプラットフォームであるため、規制は最小限に留められるべきという論調によって主張されてきたものである。

SNSが公的議論において果たしうる役割、並びにSNSに対してどのような規制がされるべきかという問題を考えるうえで重要となるのが、オリバー・ウェンデル・ホームズ⁽¹⁹⁾によって提唱された「思想の自由市場」という考えである。このホームズの考えは、「望まれている究極的な善は、思想の自由な取引によってよりよく達成される」、⁽²⁰⁾言い換えれば「真理の最良の選別基準は、考えが市場競争で受け入れられる力である」というものである。当該

意見は、*Abrams v. U.S.* (1919) における反対意見として表明されたものであるが、合衆国憲法修正第一条の法理の一部となっており、今日に至るまで表現の自由を正当化する際の根拠の一つとなっている。思想の自由市場という考えは、本来は合衆国憲法の法理であるものの、FacebookやXといったSNSの多くがアメリカのビッグテックにより提供されていることを考えると、SNSに対する規制の議論を考えるうえで単に合衆国の文脈のみに限定されない影響をもっている。実際、ある研究は、テキスト分析に基づいて、思想の自由市場のメタファーは、Facebook、Twitter（現X）、YouTube、Instagram、Tumblrのコミュニティガイドラインに基盤的価値として取り込まれており、プラットフォームの自己統制と政府による介入の拒否をしばしば正当化してきたと主張している（Maddox and Mason 2020）。ただし、MaddoxとMasonの指摘によれば、これらのガイドラインがいう「自己統制」とは、有害または不正確な情報の投稿に対する対処を原則としてユーザー間のやり取りに委ねるものであり、そうした問題に対する唯一の対処法はさらなる言論・投稿によってそれを正すことだけであるという思想の自由市場のドクトリンを伝播させて来たとされる（2, 5）。この限りにおいて、「思想の自由市場」というアイデアは、単に合衆国憲法の法理にとどまらず、むしろ米国発のSNSとそれらのコミュニティガイドラインによる伝播を通して世界各国に広まっており、SNSに対する規制を論じる上で一般的に考慮しなければならない背景の一つとなっている。

「思想の自由市場」の妥当性を巡っては、今日様々な疑念が提起されているが、最も鋭い分析の一つはSNSの本格的発展以前にバーナード・ウィリアムズの『真理と真理への忠実性』（*Truth and Truthfulness*）においてすでに展開されている（B. Williams 2002）。本著作は、真理への忠実性（truthfulness）、すなわち事実はどうであるのかという真理に希求的態度と、真理概念との間の緊張関係に留意しつつ、これら二つの觀念の安定的な理解を提供することを目的としたものである。ここでいう緊張関係とは、真理希求的な態度の徹底の結果として、そもそも真理なるものは存在しないのではないかというポストトゥルース的状况に特徴的な疑念の表面化を表しているが、ウィ

リアムズはこうした状況を立て直すべく、系譜学的論証を通して真理のもつ価値の擁護を試みている。⁽²¹⁾この一環として、ウィリアムズは、ホームズの「思想の自由市場」という考えが根拠のない類推に基づいていることを指摘している (B. Williams 2002, 213-219)。

ウィリアムズによれば、我々が思想の「市場」というとき、2つの意味の「市場」を区別することができると思われる。一つは、文字通りの市場である。これは、思想における経済的な市場 (economic market in ideas) であり、思想を表現するコミュニケーションが売買される一連の制度を表す (書籍、新聞、テレビ番組などの市場)。これに対して、もう一つの意味の「市場」は、理念化 (idealized) された市場である。この意味での市場は、ある思想の成功が、買われることではなく、受け入れられることで測られる構造を意味し、この市場における競争は、企業家間の商業的な相互作用ではなく、様々な思想を進める人々との間の知的な相互作用のことを指す。これに留意したうえで、ウィリアムズは、ホームズの意見が文字通りの意味での解釈での「市場」が理念化された「市場」を近似するという根拠のない前提に立っていると指摘する。

このアプローチの前提は、少なくとも政治に関連する真実に関しては「[:]」、文字通りの商業的市場が理念化された市場に近似しているということだ。問題は、この仮定を受け入れる理由がほとんどないことだ。それは経済理論の観点から誤りであると説得力をもって論じられてきたし、経験的なレベルでは、疑問を抱く理由は非常によく知られている。文字通りの市場は高いレベルのノイズを生み出す。現代のコミュニケーション条件下では、メッセージが注目を集めるために競い合い、互いに打ち消し合っていること、そしてメッセージが真実とは無関係の理由で選び出されていることを、誰もが知っている。さらに、このシステムは、典型的には、メッセージを理解するための構造化された文脈を提供することに失敗している。聞き手は、ある程度、各文が

どのようなメッセージを伝えているかを知っているかもしれないが、それらのメッセージが何を意味しているかは知らないのだ。(B. Williams 2002, 215)

ここでウィリアムズが記述している事態は、広告モデルに基づいたテキストベースのSNSを想定しているかのである。実際、ウィリアムズは、これに続く議論においてインターネットがもたらした状況を批判的に論じている。

インターネットは、マッシュアル・マクルーハンがテレビの結果として予言した、グローバル化と村の両方の欠点を持つグローバル村を初めて生み出しつつあるように見える。確かに、インターネットは情報を求め、何を探しているかを知っている人々に、いくつかの信頼できる情報源を提供している。しかし同時に、それはあらゆる村の支柱である「ゴシップ」を支えている。インターネットが作り出すのは、メッセージの自由で構造化されていない交換が行われる、増殖する交流の場であり、これらのメッセージは様々な主張、空想、疑惑を含み、娯乐的であったり、迷信的だったり、スキャンダラス、あるいは悪意のあるものかもしれない。こうしたメッセージの多くが真実である可能性は低く、システム自体が誰かに真実のものを選び出すのを助ける確率はさらに低い。この点で、ポストモダンのテクノロジーは、我々を弁証法的に前近代の世界の変容したバージョンに戻したのかもしれない。そして、すでに知識を持つて導かれる人々を除いて、これらの手段によって真実の信念を獲得する可能性は、中世のそれとほとんど同じになるだろう。同時に、これらの会話のグローバルな性質は、状況を村よりも悪いものにする。現実の村では、少なくとも異なる意見や執着事を持つ人々に出会い、おそらくそうした人たちの話を聞かざるを得ない。民主的な議論の将来を懸念する批評家が指摘しているように、インターネットは、これまで孤立していた多数の過激派が互いを見つけ、自分たちの間だけで話をす

ることを容易にしているのである。(B. Williams 2002, 216)

ここで論じられている事態は、誤情報の拡散や、極端な意見をもった人々がエコーチェンバーを作り出すといった事態と対応しているだろう。逆に、ホームズの真理に至る思想の自由市場という考えは、FacebookやTwitterの登場当初に人々が抱いていたといわれる、それらが真理を暴き、民主化を促進する交流と情報交換のためのプラットフォームとなりうるといふ幻想(ガブリエル 2024, 8-9)に対応しているとみることもできだろう。⁽²²⁾

ウィリアムズ自身は、理念化された思想の自由市場を実際に近似するものの例として、相互にコミュニケーションをとりあう国際的な科学研究探求を挙げている(214, 217)が、こうした機関はむしろ管理された市場(managed market)であることを指摘している。『真理と真理への忠実性』において、ウィリアムズは真理を導き出すような環境の条件として人々が正確性(accuracy)と誠実性(sincerity)という徳をもつことであることを系譜学的に論証しているが、科学的研究機関はトレーニングを経て、まさにそうした真理の徳を兼ね備えたような人々によって構成されており、真理探究的な意見の検証プロセスが制度化されたものであると言えるだろう。

本稿が見るところ、思想の自由市場についてのウィリアムズによる以上のような批評は妥当なものと思われるが、これはSNSが社会において果たしうる役割に対して否定的な見通しを与える。というのも、ウィリアムズの指摘が正しければ、SNSが民主的で開かれた議論の結果、人々が互いの意見を吟味しあい合意に至ることによって、イデオロギー的対立を緩和することができるような場になりうるかもしれないという希望は、2つの意味での市場の混同に基づいているに過ぎず、原理的に実現が困難なものとなるからである。たしかに、我々は、SNSにおけるフェイクニュースやヘイトスピーチの流布を防ぐための措置を法制度により導入したり、投稿される情報の正確性が客観的な手段によって検証されるシステムをSNSに実装したりすることにより、意見の交換の場としての

SNSの環境をいくぶんか改善することはできるかもしれない。しかしながら、広告モデルを背景としたSNSは、その性質上無数のユーザーが、注意（アテンション）を引くようなコンテンツが文脈なく提示される場を通して交流しあうという構造にならざるをえず、ウィリアムズのこのような管理された市場、真理探究的な議論の場にはその設計上なり難いのである。

以上のことは自明なことの論証であるともいえるかもしれない。しかしながら、上でも述べたように、SNSが民主的な議論を通じた真理発見の場であるという観念が一時期一般的だったことに留意せねばならない。また、SNSの規制に対する欧州と合衆国でのアプローチの違いはしばしば論じられるところであるが、この背景にある要因として、上記でMaddoxとMaisonの指摘で確認したように、ホームズの見解の影響を受けたが合衆国憲法修正第一条の法理が影響を与えている可能性も念頭に置かれるべきであろう。一般に、米国においてはSNSへの規制に対して消極的であるのに対して、欧州はユーザーや公益の保護のためにプラットフォームにさまざまな義務を課す傾向があるが（Koltay 2022, 535-543）、これは自由や真理といった⁽²³⁾基盤的概念の違いに起因するところがある可能性も考慮に入れられるべきである。

以上のことに鑑みて示唆されるのは、当初人々が原理的に現実とギャップのあると思われる理想像をSNSに投影したり、規制を含む社会的な制度整備が遅れたりしたこと⁽²⁴⁾の背景には、思想の自由市場という教義が慣用的、無批判的に適用された結果があるのではないかというものである。言い換えれば、ホームズ以来の思想の自由市場というメタファーが我々が把握する現実像をしばしば歪めてきた可能性は考慮されるべきであろう。ホームズによるメタファーの背景には、ミルの『自由論（On Liberty）』の影響がしばしば指摘されるが、そこにおいては、自由が⁽²⁴⁾体現する価値は、人々の間の自由な討議を通して議論の発展と真理への前進、並びにそれを通して「人類の精神的幸福（mental well-being）」に存するものとされていた。ここにおいて想定されているあるべき状況は、名をも

ち、「誰」であるかを互いに認識しあつた個人や集団同士が権力による統制から自由に議論に参加することによつて真理および幸福を実現していくという過程である。他方で、技術変容がもたらした昨今の状況は、ミルやホームズが直面していた状況とは根本的に異なる。今問題となつている状況は、「誰」が必ずしもわからない形式で人々（場合によっては、「人」であるかすらわからないアカウント）が発したメッセージが脈絡なく交差する空間において、真実か否かの確証もない情報に反応して、突発的に集まり、対立したり、互いに攻撃的言動を投げ合つたりする状況である。さらに、こうした状況は、何らかの政治的目的をもつた団体が組織的介入によつて、意図的に作り出されている、ないし原理的に作り出されうるといふ危険性のあるものである。この状況がもつ問題の構造とその複雑性は、ホームズが思想の自由市場のメタファーを反対意見において考案した1919年の状況とは異なつたものである。

以上のことに照らすと、ちょうど自律的自由に基づいたアプローチにおいて問題把握が限定的となつていたのと同様に、思想の自由市場という教義によつて流布された自由の概念も、我々が直面している問題に対して応答する際に概念的な制約を課して来たのではないかと思われる。このことを踏まえると、SNSによる社会分断の助長という状況に効果的に対処する上で哲学的に本質的な課題は、自由概念の再構築であることが示唆される。最終節においては、そのような自由概念として、出口康夫の提唱する「やわらぎとしての自由」という概念のもつ可能性を吟味する。

五 「やわらぎ」としての自由…分断緩和のための自由観は何か？

出口の「われわれとしての自己」とは、人間を「できること」から特徴づけ、自律ないし自立を倫理的理想とする西洋近代の個人主義的自己観に対して、東洋における「できなさ」を基調とした「真なる自己」を現代哲学にお

いて再構築する試みである (Deguchi 2023; 出口 2023a)。以下では、まず「われわれとしての自己」の概要、並びにそれに基づいて提示される「やわらぎとしての自由」という自由の概念を確認し、この自由観が先行する2つの自由観と比べて、社会分断が進み、SNSによってそれが進展している事態に対してより有効な枠組みとなっていることを論じる。

まず「われわれとしての自己」の概要を確認する。出口によれば、東洋においては、人間は一人では何もできず、そうであるからこそ尊いという「聖なる愚者」の価値観のもとで、人間存在が規定されてきており、このような東洋の伝統は、真なる自己を、一、ホーリスティックであり、二、身体的で、三、非二元論的なものとして概念化してきたとされる。こうした自己観においては、人間はカント的な厳格な自律をすることが可能な存在でもなければ、それを唯一の倫理的な理想としておくべきでもなく、むしろ「私」一人では何もできないという根本的な事実（根源的できなさ）を受け入れ、「私」以外の他の存在者にも自己が開かれた「われわれ」としての在り方が真なるものであるとみなされる。

出口は、このような東洋的な自己観が、次のような妥当な前提から帰結するものとして、現代においても説得的なものであると主張する。

■一つ目の前提は、人は一人では何らの行為も遂行することはできないという原理（第一できなさテーゼ、または**単独行為不可能性のテーゼ**）である。このテーゼの洞察は、「私」の為す行為は、どれをとつても、物理的、社会的、歴史的な条件において、それに寄与するさまざまな他のエージェントの存在を前提としてはじめて可能となるものである。この意味で、私は単独では何らの行為も行うことができないが、このことは世界において行為するわれわれの在り方を概念化するうえで、根本的な事実として据えられなければならない

分断から「やわらぎ」としての自由へ

いことを示唆する。

■二つ目の前提は**行為者に対する外在主義**である。ここであるという**外在主義**とは、あるものが「行為の主体」であるためには、そのものは自身の行為を意識している必要はないという原理である。出口は、この**外在主義**は、リックライダーが提唱したような人間と機械との共生関係 (symbiosis) において前提となっている考えであると指摘する (Licklider, 1960, 4)。このため、特に人間がある行為の主体に含まれている場合に限れば、このように行為主体のユニットを拡張することには合理性があるといえるだろう。この**外在主義**を受け入れた場合には、一つ目の前提である単独行為不可能性テーゼにより、ある行為は「私」単独では遂行不可能であるため、行為主体がその行為の成立に寄与する他のエージェントにも拡張されうることになる。

■三つ目の前提は、**行為者とはその行為に必要かつ十分なエージェントであるというテーゼ**である。単独行為不可能性テーゼと行為者外在主義のテーゼにより、行為者が「私」以外に当該行為の成立に寄与するエージェントに拡張されたとして、その拡張範囲を定めるのがこのテーゼである。たとえば、AとBがテニスをしている際に、この二人は当該テニスの成立に必要であり、行為主体の一部となるが、このAとBに加え、特に当該行為に関係のないCも含んだA、B、C（ならびに他の必要とされるエージェント）からなる集合も当該テニスの成立には十分ではある。しかし、ある行為の成立に十分なエージェントの集合にまで行為主体を拡張すると、行為主体が無際限に拡張し、行為をなすということの実質的な意味あいが薄れてしまうことになる。行為者とはその行為に必要かつ十分なエージェントであるというテーゼは、これを適切な形で制限し、行為者を当該行為の遂行に必要な複数のエージェントの集合体（マルチ・エージェント・システム）であるとする。

以上の三つの前提から、行為者は、「私」を含む、マルチ・エージェント・システムであることが帰結することになるが、このような行為者は複数性があると同時に一人称的な主体性があるため、「ではなくWeと呼ぶことがふさわしい。このため、出口はこのような行為主体の「私」から「われわれ」への転回を行為のWEターンと呼ぶ。この上で、自己（＝Self）を行為主体と同定（四つ目の前提）すれば、「自己とはわれわれ」である、すなわち「われわれとしての自己」（Self-as-We）が帰結する。⁽²⁶⁾

以上のような論証ステップを経て、行為主体である自己が「からWeへと変わること」は、あらゆる行為の主体（ならびにその行為の観念そのもの）の転換につながる。このため、出口は行為と自己のWEターンはたとえば、権利や義務の主体、自由やウェルビーイングといった概念の構造といった一連のWEターンにつながると指摘する。

権利や義務、自由の主体が個人ではなく、「真の自己」とは「われわれ」であるという主張は、ともすれば全体主義的な危険性を帯びた思想のように聞こえるかもしれない。実際、現代自由論の古典的論文でもあるバーリンの「二つの自由概念（Two Concepts of Liberty）」においては、積極的自由がまさに「真の自己」についての議論と結びつけられ、価値の多元主義の基盤となる消極的自由との峻別が強調されていることを想起する人もいるであろう（Berlin 2002, 178-181）。もちろん、バーリンの消極的自由と積極的自由という区別が理論的な難点を内包した単純化に基づいていることに鑑みれば、今日においてホーリスティックな真の自己論それ自体を危険なものであると考える必要はないかもしれない。⁽²⁷⁾ いずれにせよ、出口の提唱する「われわれとしての自己」における自由の概念はどのようなものか？

出口は「われわれの自由」を「やわらぎ自由」であるとする。これは「われわれ」がこわばった、「悪い」われわれからの自由であるということの意味する。この定式化においては、「われわれ」の「よさ」と「悪さ」が概念的に前提とされているが、出口は「よいわれわれ」を開かれており、フェローシップを基調とする中空的われわれ

である特徴づける（出口 2023a¹、97ff）。出口はこの特徴づけを倫理的に悪いわれわれとは何かを考えることで導出する。悪いわれわれの悪さを、Weの外部に対する関係と内部に対する関係について分けて考えみよう。

■開かれたわれわれ…外部に対するわれわれの悪い態度とは、外なる存在を排除するような在り方であると考えられる。出口はこのような排外主義のメカニズムを「われわれ」の外なる存在の「奴ら化」と表現する。

「われわれ」に現状属していない存在を排除するとは、そうした存在を本質的に「われわれ」と異質で、「われわれ」の一部となりえないものとして扱い、その存在を思想的ないし物理的に攻撃し、排除することを正当化することを意味する。逆に言えば、「われわれ」の外部についていう限り、「われわれ」の「よさ」とは、原理的に「われわれ」が自身のうちに根源的に「他者」を含む形で成立しており、その限りにおいて「開かれ」ていることである。

■中空とフェローシップ…「われわれ」の内部における在り方について考えると、「われわれ」の「悪さ」とは、ある特定の存在の利益に対してわれわれ全体奉仕するような体制になっており、それに従って「われわれ」の中において同調圧力のメカニズムが支配しているような状態であるといえる。言い換えれば、対内的関係における「われわれ」の「悪さ」は、「われわれ」の利益の中心がなんらか「不当」な形で特定の成員によって占有されている構造（中心占有的われわれ）にあるといえる。それでは、その逆の対内的関係における「われわれ」の「よさ」とは何か？出口によれば、それは中空構造をもった「われわれ」（「中空的われわれ」）であるとされる。⁽²⁸⁾ ここでいう中空構造とは、当該「われわれ」においていかなる存在も利益の中心を占めない構造のことをいう。そのような中空的われわれにおいては、その成員はそれぞれリスクを負って共通の企てに従事しており、その意味において共冒険者ないしフェロー⁽²⁹⁾として概念化される。したがっ

て、対内的な関係における「よいわれわれ」は、中空を実現するフェローシップとして特徴づけられる。

以上のことを総合すると、われわれの課題は、いかにしてフェローシップを促進し、それにより「われわれ」を開かれた中空の状態へもたらすことができるかというものとなる。

出口の「われわれとしての自己」と開かれた中空的フェローシップを通して「われわれ」にやわらぎとしての自由をもたらすというビジョンは、SNSと社会分断の進展という問題に対して、どのような知見をもたらすだろうか？ 出口は自身が指揮するSmart WEプロジェクトにおいて、スマート化が負の影響をもちうることに留意し、SNSに関する病理現象を含む情報通信技術の進展に付随する問題を「WE問題」と呼んでおり、本稿が考察してきた主題もその射程に入れているとは思われる。他方で出口の提示するビジョンは、極めてシンプルであり、その意義は一見したところ見出すことが難しいかもしれない。しかしながら、本稿が見るところ、当該ビジョンは、自律的自由に基づくアプローチや思想の自由市場の教義と比べて、我々が直面している問題をよりの確に把握することと可能にする視座を提供するという重要な意義が見出されるべきものである。以下このことを論じる。

一般に、「問題解決は目標の設定、現状と目標との差異の発見」から始まるとされる（サイモン 1979, 97-98）が、ここからもわかるように、問題の把握は的確な理想像が定まっていることを前提とする。この限りにおいて、どうあるべきかという規範像の設定は問題解決において最も決定的な役割を果たす。重要なのは、そのような理想像の設定が、どのような概念を用いて理想像を描出するかによって制限づけられているという点であり、本稿でこれまで見てきた自由概念は、まさにそのような理想像を描出する上ではしばしば用いられるものである。実際、自由の概念が、問題の状況の認識に影響を与えるものであることは上記で論じてきた通りである。今一度振り返ると、自律と結びつけられた自由概念の場合には、自律的人間という理想像が前景化した結果、SNSによる自律の侵害と

いう問題の単なる裏返しとしてのタバコ規制と類推的な規制やデジタルミニマリズムの推進といった解決策しか提出できておらず、前提となつている社会の分断状況を射程に入れた根本的な問題把握を行うことができていなかった。また、そうした対処療法的なアプローチの結果として、技術を社会に対して調和的に活用するという発展的な視座も欠けていることも指摘した。同様にして、思想の自由市場という教義に内在的な自由観も、規制の欠如があったかもオンライン空間を真理と思想の自由が実体的につながった空間にするかのような錯覚を作出してきたことも確認した。このように、我々が用いる「自由」という言葉の背後にある思考の枠組みが、根本的な足かせとなつたのである。

これに対して、「やわらぎ」としての自由に集約される、「われわれとしての自己」とその倫理的視座である開かれた中空のフェローシップという理念は、オンラインの空間と社会とがより調和的に発展するためのビジョン、並びにそれに基づく問題状況の的確な把握を可能にすると思われる。

まず「根源的できなさ」に基づく「われわれとしての自己」という視点は、自律的存在としての人間観を認めつつも、あくまでそれは人間存在の多層的な一側面であるとして相対化して捉えるものである。たしかにWEターンは、独立した存在としての「私」が専決権をもつて意思決定を行うという考えを否定する。というのも、WEターンにおいて意思決定は「多くのエージェントの相互連携による、共同の帰結」として観念されるためである（出口, 2023a, 35）。この限りにおいて、WEターンは自律的自由を否定する。しかしながら、このことは自律的自由が目指している価値の否定を意味せず、この意味で「やわらぎ」としての自由は、自律としての自由にとつてかわるものではなく、より包摂的な自由観であるといえる。たとえば、自律を侵害するようなオンライン上のデータ収集は、データ収集を行う主体が自らの利益に従属させる形で人々のデータを収集することを意味するため、中空のフェローシップに反するものとして、倫理的に許容されないものであると言える。ここにおいて、自律性は重要な

価値として認められているが、絶対的な原理としては見られていない。このため、アテンションエコノミーの弊害に対して自律によって、解決策を講じるというオウム返しの問題解決への限定的な視座から免れ得るものとなっている。

このような包摂的な視点をとることにより、「やわらぎ」としての自由という自由観は、技術をよい「われわれ」の涵養のために活用していくという積極的な観点にも開かれている。三節で論じたように、自律的自由に基づくアプローチでは、SNSは自律を侵害しているから規制し、最小限の使用に留めるべきだという消極的な提案のみがなされていたが、これはそもそもSNSがもたらした情報や人々とのつながりの正の側面を考慮していないことに加えて、社会制度の整備により二節で論じたような悪循環を正の循環へと転化させていくような視点をもつことができないものになっている。これに対して、「やわらぎ」としての自由の観点は、倫理的な悪から免れることと善の涵養が「われわれ」を「やわらげる」ということの相即不離なあり方として結びついており、オンラインの空間の制度整備の問題を「よいわれわれ」の発展という視点から考察することができるものである。

これらに加えて、「われわれとしての自己」の自由観は、思想の自由市場のメタファーに暗黙に隠されているような極端な消極的自由の観念に与することなく、同時に全体主義的な思想の危険性を内包した極端な積極的自由も避けることによって、SNSを含むオンライン空間と社会分断の悪循環という包括的事態に対してさまざまなセクターが協調して対処していくという解決の方向性に開かれている。実際、当該問題は、単に規制を行って解決するという単純なものではなく、アカデミア、サービス提供者、利用者、行政・政治、教育機関、そして言論空間形成に多大な責任を有するメディアをはじめとする関係者が、協調・協業し、分断意見の抽象化による包摂的な意見を形成していく努力が必要である。「われわれとしての自己」の提示するビジョンは、まさにそうした倫理的善を指して「われわれ」が協調するという事態を表象するものである。この限りにおいて、開かれた中空的フェロー

シップの実現を通した「やわらぎ」としての自由は、近視眼的な問題の単なる裏返しではない、包括的な視座を与えるものである。

もちろん、以上のような利点は、抽象的な概念レベルでのものであり、開かれた中空的フェローシップによる「われわれ」の「やわらぎ」というモチーフが、冒頭で論じたようなSNSと社会分断の悪循環の問題に対して具体的な解決策を直ちに提供することはない。この限りにおいて、「われわれとしての自己」とその倫理的ビジョンである開かれた中空的フェローシップをより具体的な「実装」可能な対応策に落とし込んでいく作業は、本稿の考察の範囲を超えるものであり、残された課題となっている。⁽³¹⁾しかしながら、本稿が論じてきたように、現状への倫理的分析や法整備を含む、適切な環境構築において、概念的な基盤レベルでの制約が存在するのであれば、そうした基盤的なレベルでの考察を行わない限り、出てくる「打ち手」は同じようなものに限定されてしまい、抜本的な事態の解決にはつながらないことは確かであると思われる。この意味において、概念的な基盤という認識レベルでの変革は、理論と実践という単純でミスリーディングな二分法を超えた、極めてアクチュアリティの高い営みである。

参考文献

- [1] *Abrams v. United States*. 1919. 250 U.S. 616 (U.S. Supreme Court, 10 November).
- [2] Aylsworth, Timothy, and Clinton Castro. 2024. *Kantian Ethics and the Attention Economy: Duty and Distraction*. Cham: Palgrave Macmillan.
- [3] Berlin, Isaiah. 2002. "Two Concepts of Liberty." In *Liberty: Incorporating Four Essays on Liberty*, by Isaiah Berlin, 166-217. Oxford: Oxford University Press.
- [4] Bogen, David. 1982. "The Free Speech Metamorphosis of Mr. Justice Holmes." *Hofstra Law Review* 11 (1): 97-189.

- [5] Bruns, Axel. 2021. "Echo chambers? Filter bubbles? The misleading metaphors that obscure the real problem." In *Hate Speech and Polarization in Participatory Society*, edited by Marta Pérez-Escobar and José Manuel Noguera-Vivo, 33-48. London: Routledge.
- [6] Campbell, Louise. 2017. "Kant, autonomy and bioethics." *Ethics, Medicine and Public Health* 3 (3): 381-392. doi:<https://doi.org/10.1016/j.jemep.2017.05.008>.
- [7] Castro, Clinton, and Adam K. Pham. 2020. "Is the Attention Economy Noxious?" *Philosophers' Imprint* 20 (17): 1-13.
- [8] Deguchi, Yasuo. 2023. "From Incapability to We-Thum." In *Meta-Science: Towards a Science of Meaning and Complex Solutions*, edited by Andrej Zwitter and Takuo Dome, 41-70. Groningen: University of Groningen Press.
- [9] Dworkin, Gerald. 2009. "James Stacy Taylor. Practical Autonomy and Bioethics." *Notre Dame Philosophical Reviews*. Available at: <https://ndpr.nd.edu/reviews/practical-autonomy-and-bioethics/>.
- [10] Garza, Diego, Frederico Ferreira da Silva, and Simon Maye. 2023. "Affective Polarization in Comparative and Longitudinal Perspective." *Public Opin Quarterly* 219-231.
- [11] Goldhaber, Michael. 1997. "The Attention Economy and the Net." *First Monday* 2 (4).
- [12] Herbert, Simon. 1971. "Designing Organizations for an Information-Rich World." In *Computers, Communications, and the Public Interest*, edited by Martin Greenberger, 37-72. Baltimore, MD: The Johns Hopkins Press.
- [13] Iyengar, Shanto, Gaurav Sood, and Ypnach Leikes. 2012. "Affect, Not Ideology: A Social Identity Perspective Polarization." *Public Opinion Quarterly* 76 (3): 405-431.
- [14] Iyengar, Shanto, Ypnach Leikes, Matthew Levendusky, Neil Mahotra, and Sean J Westwood. 2019. "The Origins and Consequences of Affective Polarization in the United States." *Annual Review of Political Science* 22: 129-146.
- [15] Jongepier, Fleur, and Michael Klenk. 2022. *The Philosophy of Online Manipulation*. New York: Routledge.
- [16] Kolay, Andr  s. 2022. "The Protection of Freedom of Expression from Social Media The Protection of Freedom of Expression from Social Media." *Mercer Law Review Mercer Law Review* 73 (2): 523-589.
- [17] Licklider, Joseph Carl. 1960. "Man-Computer Symbiosis." *IRE Transactions on Human Factors in Electronics* 1: 4-11.
- [18] Maddox, Jessica, and Jennifer Malsen. 2020. "Guidelines Without Lines, Communities Without Borders: The Marketplace of Ideas and

- Digital Manifest Destiny in Social Media Platform Policies." *Social Media + Society* 6 (2): 1-10. doi:<https://doi.org/10.1177/2056305120926622>.
- [19] Mili, John Stuart. 1978. *On Liberty*. Edited by Elizabeth Raport. Indianapolis/Cambridge: Hackett Publishing Company, Inc.
- [20] Nguyen, C. Thi. 2018. "Echo Chambers and Epistemic Bubbles." *Episteme* 17 (2): 1-21.
- [21] Nieminen, Hannu , Claudia Padovani, and Helena Sousa. 2023. "Why Has the EU Been Late in Regulating Social Media Platforms?" *Jaamoost - The Public* 30 (2): 174-196.
- [22] Oxford Dictionaries. 2016. *Word of the year 2016*. 16 November. Accessed July 20, 2024. <https://languages.oup.com/word-of-the-year/2016/>.
- [23] Pariser, Eli. 2011. *The Filter Bubble: How the New Personalized Web Is Changing What We Read and How We Think*. New York: Penguin Press .
- [24] Pham, Adam, Alan Rubel, and Clinton Castro . 2022. "Social media, emergent manipulation, and political legitimacy." In *The Philosophy of Online Manipulation*, edited by Fleur Jongepier and Michael Klenk, 353-369. New York and London: Routledge.
- [25] Pocius, Skomantas. 2020. "Truthfulness: An Examination of Bernard Williams' Virtues of Truth." (Doctoral dissertation), Chicago. ProQuest Number: 27738758.
- [26] Quattrociocchi, Walter, Antonio Scala, and Cass Robert Sunstein. 2016. "Echo Chambers on Facebook." Available at SSRN.
- [27] Rheingold, Howard. 2002. *Smart Mobs: The Next Social Revolution*. New York: Basic Books.
- [28] Saheli, Siavosh, and Paul Formosa. 2022. "Social Media and its Negative Impacts on Autonomy." *Philosophy & Technology* 35 (70). doi:<https://doi.org/10.1007/s13347-022-00567-7>.
- [29] Satz, Debra. 2010. *Why Some Things Should Not Be for Sale: The Moral Limits of Markets*. Oxford: Oxford University Press.
- [30] Sunstein, Cass Robert. 2017. *#republic. Divided Democracy in the Age of Social Media*. Princeton: Princeton University Press.
- [31] ———. 2001. *Republic.com*. Princeton: Princeton University Press.
- [32] ———. 2007. *Republic.com 2.0*. Princeton: Princeton University Press.
- [33] Taylor, Charles. 1985. "What's Wrong with Negative Liberty." In *Philosophy and the Human Sciences: Philosophical Papers 2*, by Charles

- Taylor, 211-219. Cambridge: Cambridge University Press.
- [34] Warburton, Nigel. 2009. *Free Speech: A Very Short Introduction*. Oxford: Oxford University Press.
- [35] Williams, Bernard. 2002. *Truth and Truthfulness: An Essay in Genealogy*. Princeton: Princeton University Press.
- [36] Williams, Hywel, James McMurray, Tim Kurz, and F. Hugo Lambert. 2015. "Network analysis reveals open forums and echo chambers in social media discussions of climate change." *Global Environmental Change* 32: 126-138.
- [37] J.S. ミル. 2020. 自由論. 翻訳者: 関口正司. 東京: 岩波書店.
- [38] イーライ・パリサー. 2012. 『閉じこもるインターネット——グーグル・パーソナライズ・民主主義』. 井口耕二訳. 早川書房.
- [39] マルクス・ガブリエル. 2024. 『倫理資本主義の時代』. 東京: 早川書房.
- [40] サイモン・ハーバート. 1979. 意思決定の科学. 翻訳者: 稲葉元吉, 倉井武夫. 産業能率大学出版部.
- [41] 中根杏樹. 2021. 「生き方に理にかなった自信をもつことはできるか——バーナード・ウィリアムズにおける『真理と真理への忠実性』の役割——」. 日本哲学会.
- [42] 善教将大. 2021. 「大阪における感情的分極化」. 選挙研究 37(D), 18-32.
- [43] 出口康夫. 2023a. 『AI親友論』. 東京都: 徳間書店.
- [44] 出口康夫. 2023b. 「『できぬこと』から『できること』へ」. 『浅草寺佛教文化講座令和四年』所収, 99-119°. 浅草寺.
- [45] ———. 2022. プロジェクト概要. <https://www.smart-we-bun.kyoto-u.ac.jp/index.php/about/>.
- [46] ———. 2020. 自己とは何か: 「われわれとしての自己」とメタフィロソフィ. 京都大学 人と社会の未来研究院. <https://youtu.be/N9FWNLyUcug?list=PLTYKGEKwBvRZ79ehOgMa3IABIGUNXfdu>.
- [47] 西川賢. 2021. 「アメリカ政治における政治的分極化」. 横幹連合コンファレンス予稿集 A-5-2.
- [48] 読売新聞グループ本社. 日本電信電話株式会社. 2024. 生成AIのあり方に関する共同提言. 四月八日. <https://group.ntt.jp/newsrelease/2024/04/08/pdf/240408a.pdf>.

註

- (1) (Jongepier and Klenk 2022) の論文集は、オンラインにおける心理操作・誘導 (manipulation) の問題を扱っている。この中で分断から「やわらぎ」としての自由へ

も、政治的世論操作については、特に (Pham, Rubel and Castro 2022) を参照せよ。

- (2) 象徴的な出来事としては、Oxford Dictionaries が 2016 年の Word of the Year として post-truth を選出したことが挙げられる。この定義によれば、ポストトゥルースとは、「世論形成に対して、客観的事実よりも、感情や個人的信条に訴えることが影響力をもつような状況に関連する、ないしそうした状況を意味する」(relating to or denoting circumstances in which objective facts are less influential in shaping public opinion than appeals to emotion and personal belief) 形容詞として定義されている。(Oxford Dictionaries 2016)

- (3) たとえば、NTTと読売新聞が2024年4月に発表した「生成AIのあり方に関する共同提言」においては、生成AIがアテンションエコノミーと結びついて「社会不安が深刻化」する危険性を指摘している。(読売新聞グループ本社、日本電信電話株式会社 2024)
- (4) Nieminen は EU におけるこうした法規制による対応が遅れた理由を分析している (Nieminen, Padovani, & Sousa, 2023)。
- (5) Truthfulness はしばしば誠実性と訳される。真理への忠実性という訳語は、(中根 2021) によつて提唱されている。

- (6) Brexit ならびに米国大統領選挙、その他の事例に関する Cambridge Analytica の関与については、たとえば (Pham, Rubel and Castro 2022) を参照せよ。

- (7) (Garzia, da Silva and Maye 2023) は一般化はできないとしながらも、欧州の一部の国々において感情的分極化の傾向が見られることを示している。日本の文脈における感情的分極化の研究例としては、(善教 2021) が挙げられる。

- (8) (Iyengar, Sood and Leikes, Affect, 2012) は、大半のアメリカ人が支持政党がイシュースケールにおいてどこに位置付けられるのかを正しく把握していないことを指摘している (424)。

- (9) Iyengar らはインターネットの使用が感情的分極化の進展において決定的な役割を果たすと結論付けるのは時期尚早であるとしつつも (Iyengar, Leikes, et al. 2019, 135)。

- (10) フィルターバブルはイーライ・パリサーがその著書『閉じこもるインターネット——グーグル・パーソナライズ・民主主義』(原題: *The Filter Bubble: What the Internet Is Hiding from You*) において考案した概念である (パリサー、2012; Pariser, 2011)。エコーチェンバーは、キャス・サンスティーンにより 2000 年代初頭において用いた概念である (Sunstein, 2001, 2007; 2017)。

- (11) たとえば、フィルターバブルとエコーチェンバーの概念はしばしば同義のメタファーとして扱われているものの、Nguyen は、これらはポストトゥルースの現象についての説明力の有無、必要となる対処策のギャップといった観点から概念的に区別されるべき

ものであると主張している (Nguyen 2018)。

(12) もちろん、エコーチェンバーを通じた確証バイアスの存在を主張する実証的な研究も存在する。たとえば、Facebook におけるエコーチェンバーと確証バイアスについての研究としては、(Quattrociocchi, Scala and Sunstein 2016) などを参照。ただし、これらの研究の詳細については、本稿の趣旨から外れるため、ここでは立ち入らない。

(13) アテンションエコノミーは、90年代以降のインターネットの本格的普及に先立ち70年代にハーバード・サイモン (Herbert Simon) によって初めて指摘され (Simon, 1971)、90年代後半にインターネットが一般に普及する中でマイケル・ゴールドハーバーらによって提唱された (Goldhaber, 1997)。

(14) 「エコロジー」というのは、アテンションエコノミーにおいて我々の注意関心それ自体が希少性のある資源になっていることをもって、その資源の使用を最小にすることを呼びかけるため、自然環境についてのエコロジーと類推的に考えられるためである。

(15) たとえば、すでに言及した (Jongepier and Kleink 2022) においても、中心的な問題は、「オンラインでの誘導・操作は自律性、自由、そして人生の意味を脅かすのか、そしてもしそうであれば、どのようにして脅かすのか？」(2)と定式化されている。また、(Salehi and Formosa 2022) は、近年の研究の多くが、ソーシャルメディアが自律性に及ぼす影響に着目していることを先行研究のサーベイに基づいて指摘しており、その上でそれらが哲学研究における自律概念についての議論をより参照する必要性を説いている。

(16) (Campbell 2017) は、70年代以降に生命倫理において自律が中心的な役割を果たすようになったのに対して、生命倫理が発展するそれ以前において、自律は20世紀の哲学においてあまり論じられることがなく、むしろヘルスケアにおいて全く論じられていないことを指摘している。同様の指摘については、(Dworkin 2009) も参照。Campbell は、60年代から70年代における患者の権利や研究倫理に関する社会的一連の出来事を経て、78年のベルモント報告、翌年に刊行され生命倫理に多大な影響を与えることとなったボーチャンプとチルドレスによる『生命医療倫理の原則 (Principles of Biomedical Ethics)』において、自律が原則の一つとなる過程を詳述している (3-5)。ただし、こうした議論は、'autonomy' という「語」と明示的に結びついた限りにおいて、自律という「概念」の変遷を論じていることに注意されたい。本稿の本筋の議論からは外れるため詳述することはないが、70年代以前にも 'autonomy' と関連した 'self-determination' という語で自律が語られていた可能性や、諸規範が前提とする人間像が自律的な行為者であった点などは考慮されるべきである。

- (17) 「二つの点で、新しいメディアはタバコと似ている…どちらも有害で依存性があると証明されているのである。このため、我々は、アメリカのタバコ規制の歴史が本文で述べられたアテンションエコノミーの問題に対する適切な規制対応の大まかなモデルを提供するのではないかと考えている。」(Castro and Pham 2020, 9)
- (18) もちろん、自律概念には近年に至るまでの研究蓄積において様々なものが提出されており、Castroらの議論戦略とは異なった構成も可能かもしれない。たとえば、自律概念のもつ個人主義的な側面を批判し、自律が本質的に関係性の中においてあることを強調する相対的自律が挙げられるであろう。この限りにおいて、本節の議論の射程は限定的なものであることは留意されるべきである。
- (19) “the ultimate good desired is better reached by free trade in ideas” (Abrams v. United States 1919, 650)
- (20) “the best test of truth is the power of the thought to get itself accepted in the competition of the market” (*ibid*)
- (21) (Pocius 2020) は、ポストトゥルースという時代状況を背景にウィリアムズの『真理と真理への忠実性』における議論を吟味している。
- (22) もちろん、本稿はSNSを通して社会の改善につながるような事実が知られるようになる場合や、学術的な議論に類するような意見のやりとりが発生する場合の存在を否定しているわけではない。ポイントとは、SNSというプラットフォームが制度・仕組みとして見られたときに、どの程度冷静な議論の場としての特性を備えたものとしてみることができるか否かにあることに留意されたい。
- (23) ホームズがパースやジェイムズらと並んで「形而上学クラブ」に属していたことはよく知られた事実であり、パースやジェイムズらのプラグマティズムがのちのホームズの法思想に影響を与えたという見解も存在する。Cf. (Bogen 1982, 119)
- (24) なお、ミル自身が‘free market in ideas’という概念を用いていたかのように語られることが今日しばしばあるが、ミル自身は当該表現を用いていない。ミル自身が当該表現を用いていたかのような記述は、たとえばバーリンの‘Two Concepts of Liberty’に見られる (Berlin 2002, 174)。近年の例としては (Warburton 2009, Ch.2) を参照。
- (25) ここで「誰」かがわかる、わからないというのは、実名か匿名かという区別ではなく、単なる名前やそれに付帯した記述的情報に還元されない情報を含むものである。また、このため、インターネット上での投稿が実名化されるべきであるという主張をしているわけではないことにも留意されたい。
- (26) なお、2020年に行われたオンライン講義「立ち止まって、考える」においては、自己と行為主体の同一性は、身体行為の弁別特性を委譲 (entrustment)、すなわち行為を委ねることであると特定することにより導出されている (出口 2020)。同様に、委ねの

概念を用いた導出は、「できること」から「できなさ」へ」においても展開されている（出口 2023b）。

(27) たとえば、チャールズ・テイラーの批判によれば、消極的自由と積極的自由という区別は、過度の単純化に基づいており、実際にはバーリン自身が擁護しようとしているリベラルな多元主義を展開する上でも困難が生じるとされている（Taylor 1985）。

(28) 形式的には、「われわれ」の全員が中心を占めている場合も、一部の「われわれ」による中心占有を正すものとして、倫理的によい構造にあたるようにも思われるかもしれない。しかし、「よいわれわれ」が本質的に外に対して開かれた存在であることに鑑みると、「われわれ」の全員が中心を占めるというのは、実際にはあり得ず、悪しき中心占有構造に潜在的につながっている。したがって、悪しき中心占有性からの真の脱却とは中空構造への移行を意味する。

(29) ここでいう共冒険とは、共にリスクを冒す (co-risk-taking) という意味である。

(30) 「WE問題とは、正確には、いかにしてリアルな生活環境での人々の絆の弱体化・人間関係の希薄化とバーチャル空間におけるスマートモビズム（群衆化）の蔓延（ヘイトトークの跋扈・フェイクニュースへの脆弱性）を防ぎ、リアルなWEを豊穡化しバーチャルなWEを健全化すべきかという課題である。」（出口 2022）ここで、出口が「スマートモビズム」と呼んでいるものは、例として挙げられているヘイトトークやフェイクニュースといった事象からもわかるように、第2節で概観したような、感情的分極化が進み、SNSにおいて対立が激化している状態を念頭に置いたものと思われる。ちなみに、「スマートモブ (smart mob)」という概念自体は、2002年にハワード・ラインゴルドの *Smart Mobs: The Next Social Revolution* にて導入されたものであ²⁶ (Rheingold, 2002)。ラインゴルド自身の定義に従えば、スマートモブは通信機器を携帯することにより、互いのことを知らずに協調する人々のことを言う。その結果としてもたらされる社会的変化は良いものでも悪いものでもあり得るものとして論じられているが、出口の場合においては、ラインゴルドが当該概念を考案した当時にはまだ顕在化していなかったスマートモブの負の側面に焦点を当てたものとなっている。

(31) また、出口の提唱するような自由観が、上でも言及したチャールズ・テイラーに代表されるような共同体主義が提示する自由観とどのように異なるかといった問題は本稿の考察の範囲を超えるものであるが、理論的に重要な主題であると思われる。

（筆者 さわだ・じゅん 日本電信電話株式会社取締役会長・京都哲学研究所共同代表理事）
（筆者 たかぎ・しゅんいち 京都大学文学研究科思想文化哲学専修特定助教・京都哲学研究所 Research Manager）

From Polarization to Freedom-as-Softening: A Philosophical Response to Social Polarization Exacerbated by SNS

by

Jun SAWADA

Executive Chairman
Nippon Telegraph and Telephone
Corporation
Co-chairperson
Kyoto Institute of Philosophy

by

Syunichi TAKAGI

Program-Specific Assistant Professor,
Graduate School of Letters, Kyoto
University
Research Manager
Kyoto Institute of Philosophy

The development of the Internet has enabled us to access a wide range of information and has facilitated online interactions that were previously unavailable. On the other hand, social networking services (SNS) have allegedly been exacerbating social polarization by incubating epistemically insular and bias-amplifying environments such as filter bubbles and echo chambers, while allowing the rapid and effortless spread of fake news. In response, there has been an urgent call to establish regulatory frameworks. Devising such a framework requires philosophical reflection, as we need to envision a desirable society that harmoniously integrates ICT.

Indeed, the negative effects of SNS and potential solutions have been widely discussed in philosophy. There remains, however, a lack of clarity regarding precisely what the fundamental problem is. This paper suggests that it lies in reconfiguring the notion of freedom. Our diagnosis is that existing discussions are often conceptually hampered by the conventional application of established conceptions of freedom. To illustrate this, the paper considers the Kantian autonomy-based approach and the doctrine of the “free marketplace of ideas.” We argue that discussions based on these two conceptions of freedom are not effectively capturing the current situation. Instead, we propose that the notion of freedom, as developed in Yasuo Deguchi’s ‘Self-as-We,’ might offer a more suitable conceptual framework for effectively addressing the challenges we are facing.